

<高付加価値な地場産農産物の栽培、加工・販売に取り組む事例>

## 棚田の幸を生かした加工品直売に取り組む

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	石川県羽咋市菅池協定 <sup>はくいしすがいけ</sup>			
協定面積 10.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 229万円	個人配分			47.6%
	共同取組活動 (52.4%)	農用地の維持管理費		9.6%
		農道の維持管理・補修等		40.4%
		役員報酬		1.8%
	その他		0.6%	
協定参加者	農業者14人、生産組織 1			開始:平成12年度

### 2. 制度取組の経緯

当集落は、富山県との県境に位置する神子原地区にあるが、若年者の多くは集落外に職を求めて移住しており、後継者のいない高齢農家が増加し、高齢化に伴う耕作放棄地の増加が懸念されてきた。集落では本制度に加入し、交付金を活用することによって、高齢農業者が一致団結して広大な棚田の農用地や水路、農道、ため池などの農業用施設の維持管理を行うことにした。

### 3. 取組の内容

高齢化した集落を活性化するため、地場産農産物の加工・販売を協定目標に掲げ、山間部の棚田を利用した神子原米の作付の他に、くわい、そば、れんこん等の栽培も行っており、平成19年よりオープンした神子原農作物等直売所「神子の里」でも販売され、売れ行きも好調である。第3期対策からも、引き続き地場産農産物等の加工・販売に取り組み、棚田でとれる良質な作物を使ってさらなる新商品の開発を目指している。また、協定農用地内の棚田では、平成20年から2年間、神子原米のオーナー制度に取り組み、集落ぐるみでオーナーを迎え交流を図り、その美味しい米と暖かいもてなしは参加者から好評であった。



【対象農用地での棚田オーナー制度】



【「神子の里」で販売される加工品】

### [集落の将来像]

棚田でとれる良質な地場産物の加工販売を行い、収入を得ることで農家の所得向上を目指し、営農意欲を高めることで現在耕作している面積を減らさないようにする。



### [将来像を実現するための活動目標]

○棚田で栽培した農作物を加工し、神子原農作物等直売所を訪れた人へ販売する。

#### [活 動 内 容]

#### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 10.9ha)

個別対応

水路・農道の管理  
(年 3 回及び随時)  
清掃、草刈り、簡易補修

共同取組活動

農地法面の点検  
(年 3 回及び随時)

共同取組活動

#### 多面的機能増進活動

周辺林地の草刈り  
(年 3 回及び随時)

個別対応

#### 農業生産活動の体制整備

地場産農産物の加工・販売  
(米・くわい・そば等)

共同取組活動

協定農用地の拡大  
(第 2 期対策と比較して  
1.4ha の拡大)

## 4. 今後の課題等

本制度によって農用地の適正な管理が行われてきたが、依然参加者の高齢化が進んでおり、このままでは5年後、10年後も農用地の維持ができるかが危惧されている。

現在、羽咋市で取り組んでいる「空き農地・空き農家情報バンク制度」等の効果で、集落外から移住して農業に取り組む若者も増えており、新規就農者に魅力的な地域と知られつつあるので、今後より多くの農業後継者を育成する事が望まれる。

また、棚田オーナー制度や大学による「援農合宿」という企画を行うなど、今後においても若い力が新たに加わっていく活動や加工品販売を本制度と組み合わせて取り組んでいきたいと考えている。

### [これまでの主な効果]

- 地場産農産物の加工・販売
  - ・平成19年7月に神子原農産物等直売所で販売を開始。売れ行きも順調である。
- 認定農業者の育成
  - ・平成18年2月に1名を育成。
- 棚田オーナー制度実施